(1)給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- ・控除の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。なお、子育て世帯等には負担が生じないよう、新たに「所得金額調整控除」が創設されます。

給与等の収入金額 (合計)

円 A

Aの金額	給与所得の金	
	額	
550,999 円以下	0円	
551,000 円~1,618,999 円		
	円	
1,619,000 円~1,619,999 円	1, 069, 000円	
1,620,000 円~1,621,999 円	1, 070, 000円	
1,622,000 円~1,623,999 円	1, 072, 000円	
1,624,000 円~1,627,999 円	1, 074, 000円	

④の金額	給与所得の金額	
1 699 000 11 - 1 700 000 11	④÷4の金額	®×2.4+100,000 円
1,628,000 円~1,799,999 円	(千円未満切捨て)	円
1 000 000 Ш - 2 500 000 Ш		®×2.8− 80,000 円
1,800,000 円~3,599,999 円		円
3,600,000 円~6,599,999 円	图	®×3.2−440,000 円
		円
6 600 000 H - 9 400 000 H	④×0.9−1,100,000円	
6,600,000 円~8,499,999 円		円
8,500,000 円超		ᆁ─1, 950, 000円
		円

(1円未満切捨て)

【計算例】:給与等の収入金額@3, 250, 680円の場合

(A)3, 250, 680円 ÷ 4 = 812, 670円 \rightarrow (B):812,000円(千円未満切捨て)

(2) 所得金額調整控除の創設

1. 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者のうち、子育てや介護世帯への措置として、次のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除額が差し引かれます。

〔該当要件〕

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する

1)所得金額調整控除額

控除額=(給与等の収入金額-850万円)×10%

なお、給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円

例1:給与等の収入が960万円で所得金額調整控除に該当する項目がない方の給与所得金額。

例2:給与等の収入が960万円で23歳未満の扶養親族のいる方の給与所得金額。

2. **給与所得と公的年金等に係る所得**の両方を有する方については、<mark>所得金額調整控除</mark>の適用を受けることができます。(給与所得控除に所得金額調整控除が加算されます。)

給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方の、総所得金額を計算する場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

②所得金額調整控除額

控除額=給与所得(上限10万円)+ 公的年金等に係る雑所得(上限10万円)-10万円

例:給与等の収入(700,000円)と公的年金等の収入(2,000,000円)を有する場合の所得金額 ※納税義務者の年齢が65歳以上の場合

給与所得 (700,000 円— 550,000 円=150,000 円) ※上限額 100,000 円 公的年金等所得(2,000,000 円-1,100,000 円=900,000 円) ※上限額 100,000 円



給与所得(100,000 円) + 公的年金等に係る雑所得(100,000 円) -100,000 円 = 100,000 円 (所得金額調整控除)

150,000 円 - 100,000 円 = 50,000 円 (給与所得金額)

(給与所得) (所得金額調整控除)

50,000 円 + 900,000 = 950,000 円(所得金額)

(給与所得) (公的年金等所得)

※①と② 両方の所得金額調整控除がある場合は①の控除後に②の金額を控除します。